

# (仮称) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例素案 ～ご意見を募集します～

札幌市では、札幌市における暴力団の排除の推進に関し、基本理念を定め、市民・事業者・市の役割を明らかにするとともに、施策等について規定することで、平穏な市民生活の確保及び事業活動の健全な発展に寄与することを目的とした「(仮称)札幌市暴力団の排除の推進に関する条例」の制定に向けた検討を進めています。

この度、条例の素案をまとめましたので、この案に対するご意見を募集いたします。

いただいたご意見を考慮してさらに検討を進め、札幌市議会に条例案を提出する予定です。また、趣旨が同じご意見を集約したうえで、ご意見に対する札幌市の考え方について、公表いたします。

○ ● ● 意見募集要領 ● ● ○

## ◆ 募集期間

平成 24 年 11 月 12 日（月）～12 月 11 日（火）までの 30 日間（必着）

## ◆ 提出方法

別添の「ご意見記入用紙」又はこれに準じた様式にご意見を記載の上、下記の提出先へ持参、郵送、ファクス、電子メールにより、提出してください。

なお、持参いただく場合の受付時間は、月曜日～金曜日（祝日を除く。）の午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分までになります。

※ 電話によるご意見は受け付けておりませんので、ご了承ください。

※ 提出にあたっては、お名前・ご住所をご記入ください（ご意見等の概要を公表する際にはお名前・ご住所は公開いたしません）。

## ◆ 提出先・お問い合わせ先

札幌市市民まちづくり局地域振興部区政課（市役所本庁舎 13 階）

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目

電話：211-2252 ファクス：218-5156

電子メールアドレス：kusei@city.sapporo.jp

## ◆ 資料の配布・閲覧場所

・札幌市公式ホームページ

(<http://www.city.sapporo.jp/shimin/chiiki-bohan/bohaijourei/publiccomment.html>)

・市民まちづくり局地域振興部区政課（市役所本庁舎 13 階）

・市政刊行物コーナー（市役所本庁舎 2 階）

・各区役所総務企画課広聴係、各まちづくりセンター

# (仮称) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例素案

## 1 札幌市が条例を制定する理由

### 1 社会的機運の高まり

反社会的勢力である暴力団員の一定の不当な要求行為を規制した「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴対法」といいます。）」が平成4年に施行されたものの、依然として全国で約70,300人、北海道内で約2,830人、札幌市内では約1,100人（平成23年12月末時点）の暴力団員が把握されており、市民生活や社会経済活動に介入し、市民や事業者に脅威を与えています。

このような状況を受け、平成23年4月1日に、北海道暴力団の排除の推進に関する条例（以下「道条例」といいます。）が、同年10月1日に、東京都及び沖縄県で暴力団排除に関する条例が施行されたことにより、全国すべての都道府県において暴力団排除に関する条例が施行されており、社会全体で暴力団を排除する機運が高まっています。

### 2 暴対法及び道条例と一体となった暴力団排除

暴力団の排除については、暴対法及び道条例そして札幌市の条例が、それぞれの機能を果たしながら、一体となって進めていく必要があります。

各法令で規定する主な内容は、以下のとおりです。

#### ① 暴対法～主に暴力団員の特定の行為を規制し、市民の安全と平穩の確保を図るもの

##### 【主な内容】（平成24年8月改正）

- ・指定暴力団（その暴力団員が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれが大きい暴力団として都道府県公安委員会が指定した暴力団をいう。）の暴力団員の行う暴力的要求行為等を規制する。
- ・指定暴力団の対立抗争等による市民生活に対する危険を防止するための必要な措置を講ずる。また、人の生命又は身体に重大な危害を加える指定暴力団の対立抗争が生じた場合、「警戒区域」を定めるとともに、当該対立抗争を行った指定暴力団を「特定抗争指定暴力団等」として指定し、特定の行為を規制する。
- ・国及び地方公共団体に対し、その行う売買等の契約について、指定暴力団の暴力団員等を入札に参加させないようにするための措置を講ずることを義務付ける。

#### ② 道条例～札幌市内を含む道内事業者の遵守事項を規定している点が特徴

##### 【主な内容】（平成23年4月1日施行）

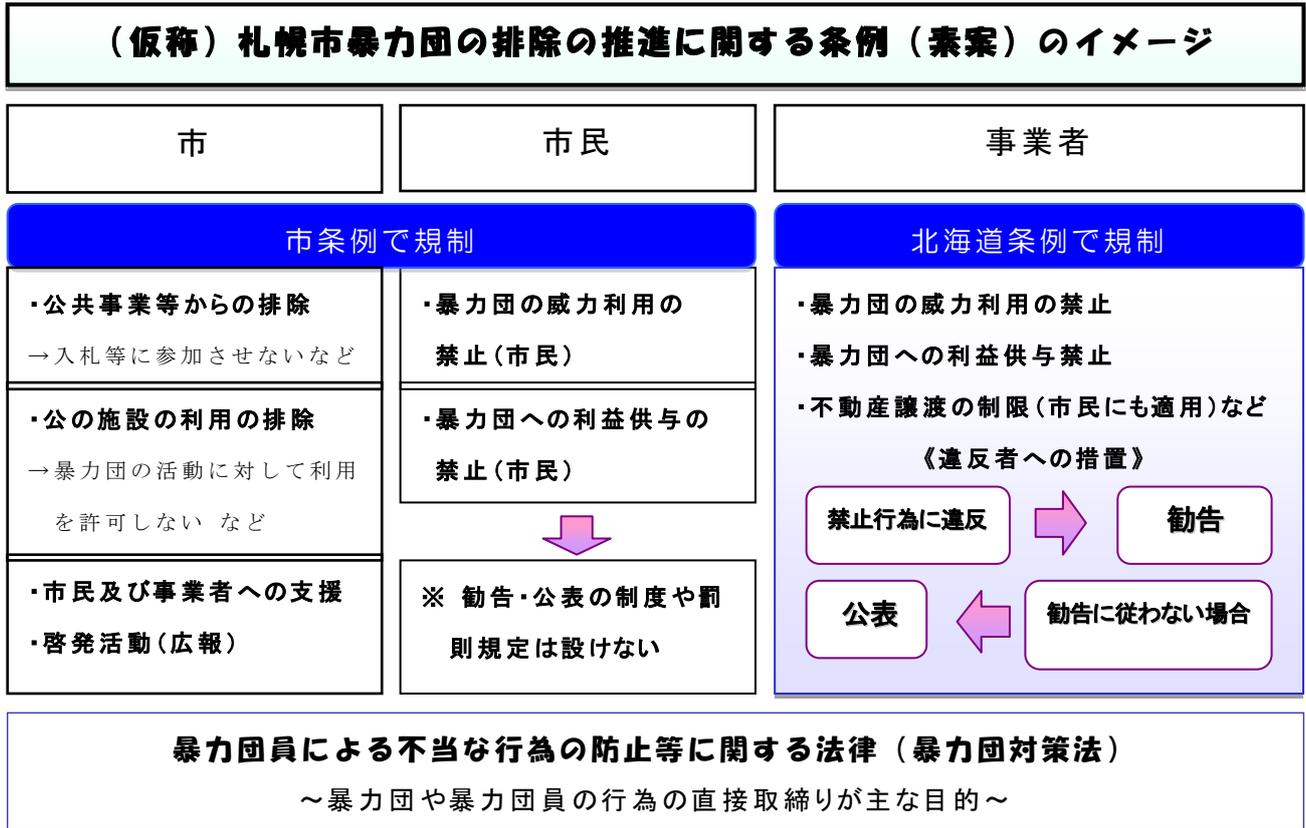
- ・北海道の公共工事などの事務事業や公の施設からの排除（札幌市など道内市町村が行う事務事業には不適用）
- ・札幌市内を含む道内事業者に対して、「暴力団の威力利用」や「暴力団への利益供与」を禁止
- ・札幌市内を含む道内全域において、「学校等周辺での暴力団事務所の開設及び運営」や「暴力団事務所に供する不動産譲渡」を禁止

#### ③ （仮称）札幌市暴力団の排除の推進に関する条例

##### 【主な内容】

- ・札幌市の公共工事などの事務事業や公の施設からの排除
- ・札幌市民に対して、「暴力団の威力利用」や「暴力団への利益供与」を禁止

## イメージ図



## 2 条例に盛り込む事柄の内容

### 1 条例の目的

条例の目的は、次のとおりとします。

- ・暴力団の排除に関し、基本理念を定める。
- ・市民、事業者及び市の役割を明らかにする。
- ・暴力団の排除に関する施策等を定める。
- ・これらのことにより、暴力団の排除を推進し、もって市民の安全で平穏な生活を確保し、社会経済活動の健全な発展に寄与する。

### 2 基本理念

暴力団の排除の基本理念は、次のとおりとします。

- ・暴力団の排除は、「暴力団を恐れないこと」「暴力団に対して資金を提供しないこと」「暴力団を利用しないこと」を基本として、推進する。
- ・暴力団の排除は、市民、事業者、市、他の地方公共団体その他関係する機関及び団体の相互の連携及び協力の下に、社会全体で行う。

### 3 市の役割等

#### (1) 市の役割

市の役割は、次のとおりとします。

- ・市は、基本理念にのっとり、関係する機関及び団体と連携を図り、暴力団の排除に関する施策を実施する。

## (2) 公共事業等に係る措置

市が、公共事業やその他の市の事務又は事業から暴力団を排除するために行う措置は、次のとおりとします。

- 1 市は、市が発注する建設工事その他の市の事務又は事業（公の施設に関する事務を除く。以下「公共事業等」という。）の執行により暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することのないよう、暴力団員又は暴力団関係事業者について、市が実施する入札に参加させない等の必要な措置を講じる。
- 2 市は、公共事業等に係る契約の相手方に対し、建設業法第2条第4項に規定する下請契約その他の当該公共事業等に係る契約に関連する契約の相手方から暴力団関係事業者を排除するために必要な措置を講ずるよう求める。

### 《用語の説明》

#### ◎「暴力団」とは？

暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。暴対法第2条第2号では、「その団体の構成員(その団体の構成団体の構成員を含む。)が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体」と定義しています。

#### ◎「暴力団員」とは？

暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。暴対法第2条第6号では「暴力団の構成員」と定義しています。

#### ◎「暴力団関係事業者」とは？

**暴力団員が実質的に経営を支配する事業者**その他**暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者**とします。

具体的には…

「暴力団員が実質的に経営を支配する事業者」

- ・暴力団員が役員となっている事業者
- ・暴力団員の妻や内妻等の暴力団員と生計を共にしている者が取締役を務めているが、実質的には暴力団員が企業の経営権を有し資金を運用している事業者 など

「その他暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者」

- ・個人又は法人の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団を利用するなどしているときにおける当該事業者
- ・個人又は法人の役員等が、暴力団に対して資金を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているときにおける当該事業者
- ・個人又は法人の役員等が暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているときにおける当該事業者 など

これらの事業者は、暴力団と共生関係にあり、暴力団に金銭を提供するなど、暴力団の勢力の維持・拡大に協力していると認められることから、これらの事業者を公共事業等に係る契約から排除することにより、暴力団の排除の実効性を確保する必要があります。

◎「市が実施する入札に参加させない等の必要な措置」とは？

公共事業等の相手方が暴力団員又は暴力団関係事業者でないことを確認し、これらの者であった場合には入札に参加させないほか、契約後に暴力団員又は暴力団関係事業者であることが判明した場合の契約解除権の設定などが考えられます。

◎「建設業法第2条第4項に規定する下請契約その他の当該公共事業等に係る契約に関連する契約」とは？

公共事業等に関連して暴力団関係事業者が締結する可能性があるすべての契約という趣旨です。

- ・建設工事に係る下請契約
- ・下請契約を請け負った者が更に行う二次下請以降のすべての下請契約
- ・下請契約に関連する資材その他の物品の納入又は役務の提供の契約
- ・建設工事以外の公共事業等に関連する請負、委任又は委託の契約             など

◎「暴力団関係事業者を排除するために必要な措置を講ずるよう求める」とは？

市が契約する相手方に対し、その契約に関連するすべての契約について、暴力団関係事業者と契約を行わないよう求めたり、契約後にその相手方が暴力団関係事業者であることが判明した場合の契約解除権の設定をを求めるなどの措置を求めることをいいます。

### (3) 公の施設に係る措置

市は、その設置する公の施設が暴力団の活動に利用されないようにするために必要な措置を講ずるものとします。

◎「公の施設」とは？

住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設のことをいい、区民センターなどが当たります。

◎「暴力団の活動に利用されないようにするために必要な措置」とは？

襲名披露などの暴力団の勢力誇示のために行われる行事や資金獲得活動の一環として行われる各種興業などの暴力団の維持・拡大のための活動に利用されないよう、施設の利用の承認をしなかったり、承認を取り消すなどの措置をいいます。

### (4) 市民及び事業者に対する支援

市は、市民及び事業者が暴力団の排除に関する活動に自主的に、かつ、相互の連携協力を図って取り組むことができるよう、市民及び事業者に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとします。

◎具体的な支援の内容とは？

支援の具体例としては、次のようなものが挙げられます。

- ・暴力団の排除に関する相談があった場合、内容に応じて、警察の相談窓口を紹介したり、不当要求防止責任者講習などを実施している北海道暴力追放センターを活用することを助言する。
  - ・暴力団の排除に関する一般的な情報を提供する。
- ⇒ 個別の暴力団情報は、警察において収集・管理するものであることから、ある人物が暴力団員に該当するか否かの情報を提供することはできません。

(5) 啓発活動

市は、市民及び事業者の暴力団の排除に対する理解を深め、及び暴力団の排除に関する活動に取り組む気運を醸成するため、広報その他の必要な啓発活動を行うものとします。

(6) 個人情報の収集及び提供

市の機関や市が設置する公の施設の指定管理者は、この条例の規定に基づき暴力団の排除の措置を講じるときは、当該措置のために必要な個人情報を、関係する機関等から必要最小限の範囲で収集したり提供したりすることができることとします。

◎「指定管理者」とは？

公の施設の管理を行わせるため、その設置者である市が指定した法人その他の団体のことをいいます。

4 市民の役割等

(1) 市民の役割

市民の役割は、次のとおりとします。

- ・市民は、基本理念にのっとり、暴力団の排除に対する理解を深め、自らこれに努めるとともに、市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努める。

## (2) 市民に対する禁止事項

社会全体で暴力団の排除を進めるため、市民が行ってはならない禁止事項は、次のとおりとします。

- 市民は、債権の回収、紛争の解決等に関して暴力団員を利用し、又は自己が暴力団と関係があることを認識させて相手方を威圧する等の暴力団の威力の利用をしてはならない。
- 市民は、暴力団の威力を利用し、又は暴力団の活動若しくは運営に協力する目的で、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して金品その他の財産上の利益の供与をしてはならない。

### ◎「罰則」は設けるの？

違反者に対する罰則等は設けません。これは、道条例において、事業者に対し、同様の禁止行為の規定を設けていますが、その違反に対する罰則までは設けておらず、札幌市民に対してだけ罰則を設けることは、比較均衡上、望ましくないこと、また、違反に対し、行政指導を行うには、その事実を確認することが必要となりますが、警察組織を持たない市がそのような確認を行うことは困難であるためです。

## 5 事業者の役割

### (1) 事業者の役割

事業者の役割は、次のとおりとします。

- 事業者は、基本理念にのっとり、暴力団を利することとならないよう、暴力団の排除に自ら積極的に取り組むとともに、市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力する。

### (2) 事業者に対する禁止事項

事業者に対しては、市民に対して求めている禁止事項は設けません。

### ◎事業者に対して「禁止事項」を設けないのはなぜ？

事業者に対する禁止規定は、道条例において設けられており、札幌市内の事業者にも適用があることから、札幌市の条例でこれらの禁止規定を設ける必要がないためです。

## 6 施行時期

条例の施行期日は、平成25年4月1日とします。